

## 16-5 重要水防箇所等水防計画書の概要

重要水防箇所は旧河川跡、弱小堤防、水衝部など、洪水流による影響が重要であると判断した箇所を言います。河川管理者はこれら重要水防箇所を、平常時、洪水時とも十分な注意を払いながら巡視活動を行っています。

また、災害時の水防活動を計画的に行うために、水防法（昭和24年法律第193号）第4条、第25条の規定に基づき行う水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定したものが水防計画書です。

重要水防箇所を事前に把握することは、洪水から河川構造物を効率的に守る有効な方法であるとともに、洪水時、地域住民の円滑な避難体制を発動する上で重要なことです。

1) 重要水防箇所になるのは、どういう所でしょうか  
重要水防箇所の対象となる場所は次の様な場所です。

- a. 堤防高が低い。
- b. 堤防断面、強度が不足。
- c. 現在あるいは過去に漏水が発生。
- d. 弯曲部外側などの流水が激しくあたる水衝部。
- e. 洗堀が発生。
- f. 工事施工中の区間。
- g. 樋門、水門、堰などの河川工作物の周辺部。

なお、重要水防箇所はその程度より2つのランクに分けられています。

ランクA：水防上最も重要な区間

ランクB：次に重要な区間

## 重要水防箇所評価基準

(平成 6 年 10 月 28 日 建設省河治発第 79 号)  
 (各地方建設局河川部長、北海道開発局建設部  
 長あて 建設省河川局治水課長通達)

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配当からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝 洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による川岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事			出水期間中に堤防を閉鎖する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸開			陸開が設置されている箇所。

## 2) 吉野川の重要水防箇所

吉野川には幾つかの重要水防箇所があります。また、重要水防箇所の種類は、吉野川下流部で漏水、上流部と旧吉野川・今切川では堤防高、堤防断面が多くなっています。

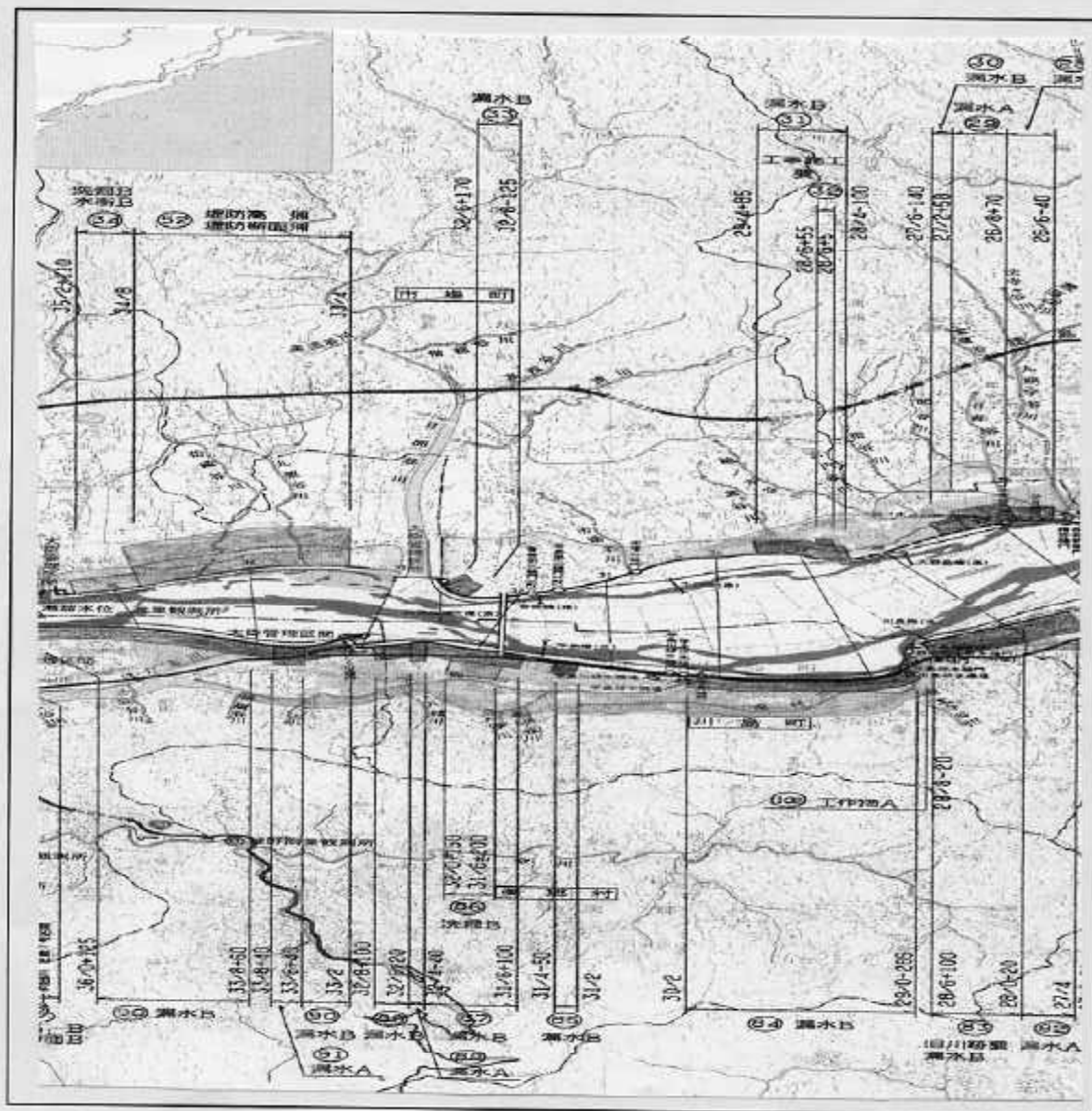


図16-5-2 吉野川重要水防箇所位置図の一部を拡大した図

平成13年度 吉野川の重要水防箇所は、  
重要水防Aが29箇所、重要水防Bが101箇所、要注意が17箇所となっています。

#### 4) 水防計画書

水防活動は、水との闘いであるばかりでなく、時間との闘いでもありあます。水防活動が最大の効果を発揮するには、

「事前の綿密な計画と十分な準備」

「水防に必要な情報の迅速かつ的確な把握」

「水防機関等に対する水防活動上、必要な機能の付与」

の3つが極めて重要です。

水防計画書は、上記の「事前の綿密な計画と十分な準備」に相当します。

都道府県知事及び指定水防管理団体の管理者は水防計画を定めなければならない（水防法7条、25条）となっています。

水防計画の内容は、

「水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防団の活動、水防管理団体相互間の協力応援、水防に必要な器具、資料及び設備の整備及び運用」（水防法第2条）が盛り込まれています。